

第5次広陵町総合計画 概要版

趣旨・・・・				•															•	1
構成/期間																			• 5	2
基本構想/	基本E	目標																	• [
基本目標1/	/基本	目標	2																٠ 4	1
基本目標3/	/基本	目標	4																٠ !	
基本目標5/	/基本	目標	[6 ·																٠ (ô
基本目標7/	 /SD(GsIZ	つし	_ .17	_														. 5	7

趣旨

総合計画は、地域住民の日々の暮らしにとって最も身近な行政機関である市区町村における最上位の行政計画であり、概ね10年後から20年後を見据えた中で、目指すべき将来像やその実現に向けて骨格となるまちづくりの基本的な方針等を掲げ、総合的かつ計画的に行財政運営を推進していくための指針となるものです。

本町では、平成24 (2012) 年 度に、基本構想(平成24(2012) 年度から令和3(2021)年度まで) と前期基本計画(平成24(2012) 年度から平成28 (2016) 年度ま で)からなる第4次広陵町総合計画 「みんなの広陵元気プラン」を策定 し、同構想に掲げた将来像「人に やさしい、人がやさしい、元気な まち・広陵町」の実現に向けて総 合的かつ計画的なまちづくりを進 めてきたところです。また、平成 29 (2017) 年度からは後期基本 計画 (平成29 (2017) 年度から 令和3 (2021) 年度まで) に基づき、 様々な分野で施策を推進してきま した。

基本構想の計画期間が開始して 以降、本町を取り巻く社会経済情 勢は、我が国全体がかつて経験し たことのない人口減少・超少子高 齢社会へと移行が進むとともに、 他国での経済変動や情勢変化が地 域社会にも多大な影響を及ぼすグ ローバル化の著しい進展、これま での想定を大きく上回る規模の台 風や集中豪雨等による災害発生な ど、多岐にわたる面で大きな変化 を続けています。 本町においても、このような社会経済情勢の変化による影響は避けられず、また、高齢化の進展に伴う人口構造の変化が徐々に進行し、このままの状況で推移した場合、将来的に人口が本格的な減少局面に転じると予測していることから、従来のような右肩上がりに発展・拡大することを前提としたまちづくりの考え方を適切に見直し、現時点から今後予測される様々な課題に備えておかなければならない時期を迎えています。

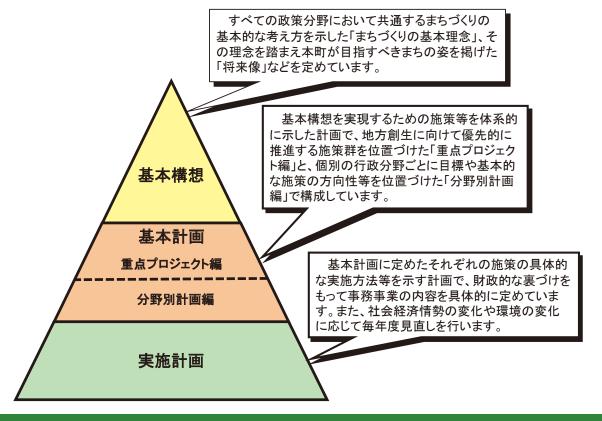
そこで、本町が現に直面している 地域課題の解決はもとより、変化 を続ける社会経済情勢や多様化す る住民ニーズなどに対応したまち づくりを総合的かつ計画的に推進す るための新たなまちづくりの指針 として、「第5次広陵町総合計画」 を策定することとしました。また、 本町では令和3 (2021) 年6月1日 から広陵町自治基本条例を施行し、 住民自治を基盤とした本町のまちづ くりを進めていく自治体の基本規範 としての基本ルールを定め、本条例 においても、「この条例で定める基 本理念及び基本方針に基づき、町の 最上位計画となる総合計画を策定 するものとする。」としています。

本計画は、本町に住み・働き・ 学ぶ人たちが一丸となって実現を 目指すまちの将来像や、その実現 に向けた施策の基本的な方向性等 を示し、より多くの人たちから「住 み続けたい」、「住んでみたい」、「ま た訪れてみたい」と強く支持され、 次世代に誇りと自信を持って継承 できる未来への希望に満ちた広陵 の実現を目的とするものです。

構成

第5次広陵町総合計画は、本町が総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくための最上位に位置づけられる

計画として、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層で構成しています。



期間

第5次広陵町総合計画の計画期間について、基本構想は令和4 (2022) 年度から令和15 (2033) 年度までの12年間、基本計画は前期4年間、中期4年間及び後期4年間に分けることとし、令和4 (2022) 年度を初年度とする前期基本計画の計画期間は、令和4 (2022) 年度

から令和7 (2025) 年度までとします。

また、実施計画の計画期間は1期3年間としますが、施策や事業の実効性(地域課題の解決に向けた高い効果)を確保するため、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度 R9年度 R10年度 R11年度 R12年度 R13年度 R14年度 R15年度 年度 (2022) (2023) (2024) (2025) (2026) (2027) (2028) (2029) (2030) (2031) (2032) (2033) 基本構想 基本構想:12年間 基本計画 中期基本計画:4年間 後期基本計画:4年間 前期基本計画:4年間 1期:3年間 毎年度見直し 実施計画 1期:3年間 1期:3年間

図表 第5次広陵町総合計画の計画期間

基本構想

まちの将来像

本町は、これまで住民からも高い評価を得ている豊かな自然環境や貴重な歴史的文化的遺産と共生したゆとりとうるおいに満ちた居住環境、大阪市に近接する恵まれた交通立地条件等を活かし、町全体が活気に満ちあふれ、町内外の多くの人たちから「住み続けたい」、「住んでみたい」、「また訪れてみたい」と強く支持されるまちの実現を目的とした施策を多面的かつ積極的に推進し、今日に至っています。

一方、近年、我が国全体がかつて経験したことのない人口減少・超高齢社会へと移行が進む中、本町でも高齢化の進展等を背景とした死亡者数の増加によって、自然減(死亡者数-出生者数)が拡大傾向で推移するとともに、これまで町全体の堅調な人口増を支えてきた真美ヶ丘地域において人口が減少傾向に転じるなど、近い将来、人口が長期にわたる減少局面へと移行し、その減少幅は年を経るごとに拡大していくと予測しています。

言うまでもなく、人口は地域の経済社会に活力を生み出す源泉です。今後、本町でも不可避と考えられる人口減少・

超高齢社会の到来によるマイナスの影響を最小限に食い 止め、活力がみなぎるまちとして、将来にわたって持続 的な発展を遂げるためには、近い将来、予測している人 口が本格的な減少局面に転じる時期を出来得る限り先送 りし、たとえ減少に転じた場合であっても、そのスピー ドを出来得る限り緩和することが極めて重要な政策課題 となっています。

このような課題認識のもと、第5次広陵町総合計画では、 広陵に住み・働き・学ぶ人たちの総力を結集しながら、先 人たちがこれまで築いてきた地域の魅力や可能性を極限 まで引き出すとともに、ゆとりとうるおいのあふれる良質 な生活空間をさらに磨き上げることで、将来にわたって 町内外の多くの人々を魅了し続け、住み続ける価値が高く、 次世代を担う子どもにも強い誇りと自信を持って継承で きる未来への希望に満ちたまちとして、持続的な発展を 成し遂げることができるよう、町全体として実現を目指 すまちの将来像を次のとおり掲げます。

be Happy

~未来につながるまち 広陵~

基本計画

重点プロジェクトの体系

「重点プロジェクト」とは、人口減少問題への対応や地域経済の活力の維持・増進など、本町が将来にわたって活力ある地域社会を形成するために、限りある行政の経営資源(財源、職員、施設等)をより無駄なく最適

に活用しながら、分野横断的かつ重点的・優先的に推進 していく施策群を示したものであり、「第2次広陵町まち・ ひと・しごと創生総合戦略」に該当します。

基本目標1 | 自然と人が調和したまち



公園の保全と緑化の推進

地域住民が安全・安心に公園を利用したり、日常的に 緑とふれ合えるとともに、町全体が緑に包まれ、生活が うるおい、豊かな暮らしを実感できるまちをめざします。

環境保全の推進

地域住民が良好な生活環境の中でより快適な暮らしを 送れるまちをめざすとともに、地球環境にやさしい脱炭 素社会の実現をめざします。

環境衛生の充実

排出抑制を最優先にした資源循環型社会の形成と、常に良好な衛生状態が保たれた清潔で快適なまちをめざします。

基本目標2 生活基盤が充実したまち



地域特性を活か<u>したまちづくりの推進</u>

地域特性を踏まえながら、多様な機能が調和し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地が形成されたまちをめざします。

良好な住環境の保全・形成

より多くの人たちから住みたいまちとして選ばれると ともに、住民がいつまでも安全・安心で快適に住み続け ることができるまちをめざします。

将来にわたり持続的な上・下水道事業の推進

住民及び事業者が安全で安心な水道水を安定的に利用できるとともに、河川及び水路等の公共用水域の良好な水質が保全され、美しく快適な住環境が維持されたまちをめざします。

道路・公共交通の充実

渋滞や交通事故が少なく、人や車が快適に行き来する とともに、自分で車を運転できない住民も安全・快適に 移動できるまちをめざします。

基本目標3 次世代を担う子どもが輝けるまち



子育て支援の充実

子育て世帯が安心して子どもを生み育てられるととも に、子どもが安全・安心な環境のもと、心身ともに健や かに成長しているまちをめざします。

青少年の健全育成

将来のまちづくりの担い手となる子どもが、強い自覚 と自信を持って明るく健やかに成長していけるまちをめ ざします。

学校教育の充実

次代の広陵町を担う児童・生徒たちが確かな学力、豊 かな心、健やかな体からなる「生きる力」を着実に身に つけ、未来をたくましく切り拓いていくことができるま ちをめざします。

基本目標4 誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち<消防・防災>















高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自 分らしく、安心して、豊かな生活を送っている まちをめざします。

いつどこで起きるのか分からない災害に対 し、地域における防災力を高め、住民が安全・ 安心に暮らせる災害に強いまちをめざします。

障がいのある人もない人も、あらゆる人が支 え合いながら、地域で共に暮らし、自立した生 活を送っている「共生社会」の実現をめざします。

障がい者福祉の充実

防犯・交通安全の充実

住民が交通事故や犯罪、消費者トラブルに遭わ ずに安全・安心して暮らせるまちをめざします。

住民、地域、各種団体など多様な主体が共に支 え合いながら、誰もが孤立せず、住み慣れた地域 で安心して暮らせるまちをめざします。

住民自らが積極的に健康づくりに取組み、生 涯にわたって元気でいきいきと暮らせるまちを めざします。

住民が生活上の困難や課題に直面した場合で も、行政から適切な支援を受けることで安心し て暮らせるまちをめざします。





基本目標5 地域のきずなを深め、表現力豊かな力強いまち



生涯学習の推進

住民一人ひとりが自ら進んで学び、様々な課題を自ら解 決する「生きる力」を伸ばすことができるまちをめざします。

地域コミュニティの育成

地域のことは地域で決める意識を持った住民同士が、地域ぐるみで活発にコミュニティ活動に取り組んでいるまちをめざします。

スポーツの振興

子どもから高齢者まで全ての住民がスポーツを通じて、 健康で豊かな生活を送ることができるまちをめざします。

文化芸術の振興と文化財の保存・活用

誰もが気軽に文化芸術や地域固有の個性豊かな歴史・伝統文化とふれ合えるまちをめざします。

人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進

誰もがお互いの人権や多様性を尊重し合い、全ての住民 が自分らしく暮らし続けることができるまちをめざします。

基本目標6 地域が活性化するまち



農業の振興

安定した農業経営と農業生産基盤が維持され、将来に わたって持続可能な力強い農業が展開されているまちを めざします。

地域経済の振興

将来にわたって活力に満ちた地域経済社会を堅持する ために、活発な経済活動が持続的に展開している"がんば る企業が集うまち"をめざします。

観光・交流の振興

町内外からより多くの人々が行き交い、にぎわいに満ちたまちをめざすとともに、他自治体との地域間交流が盛んなまちをめざします。

基本目標7 | 健全で効果的・効率的な行財政運営の推進



効果的・効率的な行政運営の推進

将来にわたって持続可能な発展を続けるまちであるとともに、多種多様な行政ニーズに適切に対応できる住民満足度の高いまちをめざします。

健全な財政運営の推進

次世代に大きな負担を残さず、将来にわたって安定的な財政運営を維持できるまちをめざします。

公共施設マネジメントの推進

老朽化が進行している公共施設等の計画的な保全や長寿 命化を図りながら、将来にわたって住民満足度の高い行政 サービスを安定的に提供し続けられるまちをめざします。

協働・連携によるまちづくりの推進

住民、コミュニティ組織、事業者等の多様な主体との適切な役割分担及び情報共有を図りながら、様々な地域課題の解決に向けて密に協働・連携するまちをめざします。

SDGsについて

地方創生においても重要な「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進

「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」(以下「SDGs」という。)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された令和12(2030)年を期限とする、先進国を含めた国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、平成28 (2016) 年12月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を策定しています。同指針では、SDGs を全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組みを推進することが不可欠であり、この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略等の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限に反映することを奨励しています。

さらに、国では、SDGsの理念に沿った基本的・総合的 取組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・ 社会・環境の3側面における新しい価値創出を通じて、持 続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域 を[SDGs未来都市]として選定する制度を、平成30(2018) 年に新たに創設しています。 本町は、一般社団法人産業総合振興機構(なりわい)の設立を通じて、商工業、農業、観光の分野について、地域の事業者、団体、個人の事業の立ち上げ、生産性の向上支援、マーケティングサポートなどの中間支援を行うとともに、機構自らの収益事業を展開し、地域経済への貢献を包括的に行うことなどを提案した結果、令和元(2019)年7月、SDGs推進に向けたポテンシャルの高い提案として、「SDGs未来都市」に選定されています。

図表 SDGsに掲げられている17の目標 出典:内閣府「地方創生に向けたSDGsの推進について」

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS















13 SKEBE





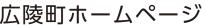


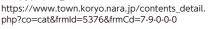














広陵町 企画部 総合政策課

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1 TEL 0745-55-1001 FAX 0745-55-1009

Mail info@town.koryo.nara.jp